

小學の教育と信宿に任せる事

我々は前日の紙上に教育費の節減すべき旨を記載せしも、實も日本教育は不振を示すものにあらず成ることなれば、是ある上にも、豈ふえて文運の隆盛をこそ望まむ。故に教育費の節減を主張せるのみそれとも今日教育の費用を減ずるを智徳地に座らて子弟教育の始末に困るより、されば甚ざ迷惑の次第なれども此弊と云ふに別ふ有能の存するものあり他なら小學教育の責と信宿に托するもと是なり然そるとさは教育か障りなくして費用は大に助かる實に、種々便利なる方策と云ふべし。明治十七年十二月の調査に據れば、全國の信宿は十萬六百二十九人にして、寺院の數は七萬四千八百八十六あり。門には寺には少くとも信宿一二人たり、信宿の生計裕かなりといふには、わらざれども又衣食の計に窮せるものにもあらず、職業とて經て開み法を説くの外時間に餘力少なしとせよ。寺院の建物は甚だ廣くして平常餘地の不足を以て、村中の子弟を教ゆるときは、學校建つるに及ぶ教師庸々と復ひ其教育費を節減すること幾何ぞや。殆んと測り知る可らず。今日に如く給金高き小學の教員九萬六千三百三十人を雇ふ代りに少給にて済むべ況信宿を使ひ今まで教育費に入れたるものと以て國家重要な事に轉用するときは、信宿が國に益するふとも莫大にして決して日本社會避難の民にあらず、又其信宿が教育の責と任するは歐米各國の通例にして、殊に小學の教育は最も先務とする所あれば、何所にも宗教小學校の設立さるは、不思議なるし、今信宿は子弟と教へたるいと西洋新主義の科目なりて、或氏の經文に求む可ら見ても之と證す可し。人或は前説を非難して、今の教育はむかしに異あり復さざること、されども經を説むるものもあらん。勿論我輩とて、全國の信宿は今日只今より小學教師となり、其の筆法を以て論ず可らずとし、その事より小學生徒を教ゆるも亦學者の事なり。兩様共に文の事にして、其間ふ二致するるし、今信宿にして少しく心掛けて小學入用の科目を自分で取調べ、又師範學校等にて傳習すれば多くの日月を費さずして、小學校の教師たるみると、甚ざ易し。即ち文より文に入るものにして之を破の百姓町人に見ゆること、されども經を説むるものもあらん。勿論我輩とて、全國の信宿を卒業せんとするが如き、商賈者への困難あるに比すれば、殆んど同様の誤にあらざる。信宿が教育の責と信宿を任するものと以て國家重要な事に轉用するときには、あらず身は猶や寺院と居て、師範學校に從事しながら片手仕事に村の小供を教へて、教へて教授せしむるのみ、且又七萬四千餘子弟が師範學校を卒業せんとするが如き、商賈者への困難あるに元本村民の教育を目的とし、其位置は如何と尋ねる。生徒四葉の學校には誠に趣へ向こうと、とべし空洞不満なる寺院の建物と周辺無事ある信宿の體とを利用し、て、小學教師の減少と、身は特に經濟家に困はずして、白石の教育費上に何等の差支ある事たる我輩の忠告に忠告の心あるか故に、今小學の教育を信宿の頼むことを

横濱規則チ履行セザルニ信宿費一附スル廣告
四十四番ナム
成達ノ日ハ追付廣告可仕候
競賣ノ日ハ追付廣告可仕候

相ク既ナル建物

黒洋大體タ大形毛短・具端首輪入り細シ繩垂キ付
有日御見當リ人ハ同地迄御領被下候ハヤ相當ノ禮謝
仕候
九丁目十七番地

増

田

百許
専門カツつけ根切灸點術
附曰ク經症ハ一二度如何成ル重症ト雖に四五度限リ全
治受合●當時近邊ニ類似ノ者有之付番地家號深ク御
往處ノ上陸候御事

川波
來ル十五日午後一味
但利來音ノ諸君

最で好意を以て佛氏の徒を庇護せんと云ふにあらず、唯今日の教育費をば飽くまで節減して、焦眉の急を救はんと、それとも小學の教育を不同に置く譯にも參らず、善後之數は小學教師に超過するほどにて、生計乏しからず、時間また餘裕あるに心付きたきば、若者り之に任する。又小學教育の責を以てせんとするのみ若し神父の入にしては、神官に教育を托するもよし、將來那蘇敷大ふ行はきて宣教師團内に充満し、教會堂一面に営在するに至れば、又之に小學教育を依頼すべし。我輩は、且今國用少くして、政費多端あるの最も獨り教育にのみ金を掛け手を入れては、緩急宜しさを失ふて、國家獨立の長計にあらずと信ずるが故に、先づ教育費を節減し、小學教育を擧げて、圓頂法衣の聲に委任せんと欲するのみ決して、他志あるにあらざるあり。

給セス○第十五條 第十三條及第十四條ニ據り死亡者及許可ヲ得テ、迂路ヲ經過スル者ニ順路船舶料汽、車料ヲ支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治十九年(五月)、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第三號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第六號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第七號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第八號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第九號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十一號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十二號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十三號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十四號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十五號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十六號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十七號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十八號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第十九號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十一號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十二號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十三號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十四號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十五號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十六號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十七號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十八號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第二十九號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第三十號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第三十一號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第三十二號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第三十三號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第三十四號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ

○文部省令第三十五號

支給スルトキ表裏外ノ地ニ於テハ陸地ハ一英里ニ付

ノトス

明治二十年五月、依リ検定ヲ得タ